

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		病院、診療所又は助産所の構造・設備の使用許可
根拠条例・規則等名		医療法（昭和23年7月30日法律205号） 医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令50号）
条 項		法第27条 施行規則第23条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>(1) 必要な事項が正確に記入され、必要な書類が添付されていること。</p> <p>(2) 人員及び構造設備について、医療法及びこれに基づく医療法施行規則に定める基準を満たし、診療できる状態が整っていること。</p> <p>○ 人員配置の算定基礎 新規開設の医療機関にあつては、既存の同規模の施設の患者数を基に、患者収容予定数等を推計値として用いること。 なお、上記以外の場合、入院患者数及び外来患者数については、前年度の平均値とし、入院患者数については、病床種別ごと、それぞれの病床数により按分するものとし、外来患者数については、前年度の平均外来患者数をそのまま用いること。</p> <p>(3) 医療法第27条の規定に基づく検査及び許可の対象となる構造設備の範囲については、医療法第21条から第23条までの規定及びこれらに基づく医療法施行規則の規定により基準が定められている構造設備に限られる。</p> <p>(4) 検査にあたって、医療法に関する許可又は届出を要するものは、その内容と同一であること。</p> <p>(5) 申請時に許可対象の建物が、未登記の場合には、使用許可書発行までに登記の完了していること。また、賃貸等の場合は賃貸借契約等が完了していること。</p> <p>(6) 建築基準法上の建築確認を受けているものについては、検査済証の交付を受けていること。また、消防法上の消防検査を受けているものについては、検査済証の交付を受けていること。</p>
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和4年1月1日最終改正

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	10日
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		